

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり
条例に基づく指針

学校等における児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針

第1 通則

1 目的

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針を示し、もって学校等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) 条例第9条第2項の規定により、学校等を設置し、又は管理する者は、この指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) この指針は、法令及び関係条例等を踏まえ、管理体制の整備状況等、学校等の実情に配慮し、対応が困難とされる項目については除外するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定及び門扉の適切な管理
- (2) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (3) 来校者用の入口及び受付の明示
- (4) 来校者に対する名簿の記入及び来校証の使用の要請
- (5) 来校者への声掛けの励行
- (6) 不審者の侵入を防ぐための防犯設備の設置

2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 防犯カメラ、警報装置（警報ベル、ブザー等）、インターホン等の通報装置、110番通報等の非常通報装置、校内緊急通報システム等の防犯設備

3 安全確保についての校内体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティアその他関係機関とも連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の内部及び周囲の巡回
- (2) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (3) 教職員及び児童等への警報用ブザーの貸与

4 児童等に対する安全教育の充実

学級活動、学校行事等さまざまな学習機会を活用して、児童等が犯罪被害に遭わないための知識や様々な危険を予測及び回避できる能力を身につけ、日常生活全般において安全確保のために必要な事項を実践的に理解できるよう、計画的な安全教育の実施に努め、かつ、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子ども110番の家」等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施

5 保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会等）との連携

保護者、地域及び関係団体と連携し、子どもの安全につながる次のような施策の実施に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
 - ア 保護者、ボランティア等による登下校時のパトロール等
 - イ 学校支援ボランティア活動（注1）の活用
 - ウ 不審者を発見した場合の警察及び学校等への通報
- (2) 安全管理に関するパンフレット等の各家庭への配布、地域での掲示等、速やかな周知体制の整備
- (3) 「子ども110番の家」等の拡大に向けた関係機関への働きかけ
- (4) C A T V、コミュニティFM、インターネット等による情報提供

6 緊急時に備えた体制整備

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて危機管理マニュアルの策定に努めるものとする。また、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策の実施に努めるものとする。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導・研修・訓練の実施
- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (3) 学校等の内外における巡回及び安全確保についての警察署及び消防署等への協力依頼
- (4) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における教職員の連携に基づく校内での監視・侵入阻止・排除体制の確立並びに児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- (5) 警察署、消防署等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換
- (6) 警察署及び消防署の協力の下での、教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、救命救急訓練等の実施
- (7) 学校等、警察署、国、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備

（注1）「学校支援ボランティア活動」とは、学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう（文部省「教育改革プログラム」平成9年1月）。

通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針

第1 通則

1 目的

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針を示し、もって、通学路等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の児童等が日常的に利用する通学路等を管理する者等に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) 条例第10条第2項の規定により、通学路等を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携してこの指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) この指針は、通学路等を管理する場所の関係法令、事業者等が定める建設画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような環境の整備に努めるものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保
- (2) 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の整備
- (3) 幅員が広い等構造上可能な道路における歩道と車道との分離
- (4) 通学路等への緊急通報装置（注1）、防犯ベル等の防犯設備及び「子ども110番の家」、地域防犯連絡所等緊急時に児童等を保護する拠点（以下「子ども110番の家等」という。）の設置
- (5) 地下道を始めとする子どもに対する犯罪発生の危険性が特に高い通学路等への防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置の設置
- (6) 防犯灯等による人の行動を視認できる程度以上の照度の確保（注2）

2 地域住民等との連携

通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような地域住民等との連携に努めるものとする。

- (1) 地域住民、事業者、保護者（以下「地域住民等」という。）及び学校等の管理者と警察及び関係自治体との連携による、通学路等における児童等の登下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動その他の児童等の安全の確保のための活動を行うための協力体制の確立
- (2) 地域住民等、学校等の管理者、警察及び関係自治体間において、通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれら情報の内容に応じた対策を講ずるための連携体制の整備
- (3) 地域住民等、学校等の管理者、警察及び関係自治体による通学路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施
- (4) 通学路等における危険箇所、地下道等特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、子ども110番の家等を記載した地図の作成、配布等、地域を挙げた、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

- (注1) 「緊急通報装置」とは、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。
- (注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね3ルクス以上)をいう。

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を示し、もって犯罪の防止に配慮した道路等の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対して、防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項等を示すものである。
- (2) 条例第11条第3項の規定により、道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等をこの指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、地域住民、道路等を管轄する警察署長等関係者と連携して、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等を選定し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (4) この指針は、関係法令等との関係、施設の立地条件又は設置目的上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等

1 道路

犯罪の防止に配慮した道路を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) ガードレール、歩道さく、植栽等による歩道と車道との分離
- (2) 見通しを確保するための措置
- (3) 地下道を始めとする犯罪発生の危険性の高い道路への緊急通報装置等（注1）の設置
- (4) 防犯灯等による人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）の確保

2 公園

犯罪の防止に配慮した公園を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) 園路に死角をつくらない植栽の配置及び下枝のせん定等による見通しの確保
- (2) 周囲から見通すことができる遊具の配置
- (3) 公園内への緊急通報装置等の設置
- (4) 公園灯等による園路での人の行動を視認できる程度以上の照度の確保
- (5) 公園内に便所を設置する場合の配慮すべき事項
 - ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所への設置
 - イ 各個室への防犯ベルの設置
 - ウ 建物の入口付近及び内部における人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）の確保

3 自動車駐車場

犯罪の防止に配慮した自動車駐車場を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) さく等による駐車場の外周と周囲との区分
- (2) 管理者等の常駐若しくは巡回、防犯カメラ、ミラー等の設置又は周囲からの見通しの確保
- (3) 駐車場の出入口への自動ゲート管理システム等を設置又は管理人の配置及び車両の出入りの管理
- (4) 人の行動を視認できる程度以上の照度の確保

4 自転車駐車場

犯罪の防止に配慮した自転車駐車場を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) さく等による駐車場の外周と周囲との区分
- (2) 管理者等の常駐若しくは巡回、防犯カメラ、ミラー等の設置又は周囲からの見通しの確保
- (3) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置
- (4) 人の行動を視認できる程度以上の照度の確保

(注1) 「緊急通報装置」とは、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね3ルクス以上)をいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。))がおおむね50ルクス以上)をいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に関する指針を示し、もって犯罪の防止に配慮した住宅の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、住宅（注1）を建築し、又は改修しようとする者、住宅の設計者及び住宅の工事の施工者（以下「事業者等」という。）に対して、住宅の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項、具体的方策等を示すものである。
- (2) 条例第12条第3項の規定により、事業者等は、当該住宅をこの指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) この指針は、建築関係法令、事業者等が定める建築計画上の制約、管理上の規約等に配慮し、事業者等による対応が困難と判断される項目については除外するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等

1 共同住宅

犯罪の防止に配慮した共同住宅を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) 共用部分
 - ア 共用出入口
 - (ア) 周囲からの見通しが確保された配置又は防犯カメラの設置等による見通しの補完
 - (イ) 共用玄関への各住戸と通話可能なインターホン及びオートロックシステム（注2）の導入
 - (ウ) 共用玄関以外の共用出入口への自動施錠機能付きの錠を備えた扉の設置
 - (エ) 共用玄関における人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）の確保
 - (オ) 共用玄関以外の共用出入口における人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度（注4）の確保
 - イ 管理人室
 - 共用出入口、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見渡せる配置又はこれらに近接した配置
 - ウ 共用メールコーナー
 - (ア) 周囲からの見通しが確保された配置又は防犯カメラの設置等による見通しの補完
 - (イ) 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度の確保
 - エ エレベーターホール
 - (ア) 共用出入口や共用廊下等からの見通しが確保された配置又は防犯カメラの設置等による見通しの補完
 - (イ) 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度の確保

オ エレベーター

- (ア) かが内への防犯カメラの設置
 - (イ) 管理人室等にかご内のカメラと連動するモニターテレビの設置及びその画像の録画
 - (ウ) 押しボタン等によりかご内から外部へ非常連絡することができ、又は外部の防犯ベルを吹鳴させることができる装置の設置
 - (エ) かが及び昇降路の出入口の戸への外部からかが内を見通せる窓の設置
 - (オ) かが内における人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度の確保
- カ 共用廊下及び共用階段
- (ア) 周囲からの見通しが確保された配置
 - (イ) 屋外に設置される共用階段における外部からの見通しの確保及び住戸窓やバルコニーへの侵入防止に配慮した配置、又は面格子の設置等、外部からの侵入防止に有効な措置
 - (ウ) 避難のみに使用する屋外階段の地上又は建物内へ通じる出入口扉への自動施錠機能付きの錠の設置
 - (エ) 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度の確保

キ 屋上

- (ア) 屋上へ通じる出入口への扉及び施錠設備の設置
- (イ) 共用廊下から屋上への侵入を防止するためのフェンス等の設置

ク 駐車場

- (ア) 周囲からの見通しが確保された配置及び構造又は防犯カメラの設置等による見通しの補完
 - (イ) 人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）の確保
- ケ 自転車置場及びオートバイ置場
- (ア) 周囲からの見通しが確保された配置及び構造又は防犯カメラの設置等による見通しの補完
 - (イ) チェーン用バーラックの設置等、有効な盗難の防止措置
 - (ウ) 人の行動を視認できる程度以上の照度の確保

コ 歩道及び車道等の通路

- (ア) 周囲からの見通しが確保された配置
- (イ) 人の行動を視認できる程度以上の照度の確保

サ 児童遊園、広場又は緑地等

- (ア) 周囲からの見通しが確保された配置
- (イ) 人の行動を視認できる程度以上の照度の確保
- (ウ) 塀、さく又は垣等により周囲からの見通しを妨げないための措置

シ その他

配管、雨どい、外壁等により上階への足掛かりにならないための配慮

(2) 専用部分

ア 住戸の玄関

- (ア) 周囲からの見通しが確保された配置
 - (イ) 破壊が困難な玄関扉（注6）の設置及びこじ開け防止に有効な措置
 - (ウ) 破壊、ピッキング等が困難な構造又は解錠を困難にする措置がされた玄関錠（注6）の使用
 - (エ) ドアスコープ、ドアチェーン、補助錠等の設置
- イ インターホン
- (ア) 住戸玄関の外側との通話機能の具備
 - (イ) 管理人室が置かれている場合における管理人室との通話機能の具備
 - (ウ) オートロックシステムが導入されている場合における共用玄関扉の電気錠と連動する玄関外側との通話機能の具備
 - (エ) 管理人室等に非常時であることを知らせる非常押しボタンの設置

ウ 住戸の窓

(ア) 共用廊下に面する住戸の窓及び接地階に存する住戸の窓(侵入されるおそれのない小窓を除く。以下同じ。)のうちバルコニー等に面しないものへの避難を考慮した面格子の設置等、外部からの侵入防止に有効な措置

(イ) バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものへの錠付クレセント及び補助錠の設置等、外部からの侵入防止に有効な措置

(ウ) 避難計画等に支障のない範囲内での破壊が困難な窓ガラス(注6)の設置

エ バルコニー

(ア) 縦どい、手すり等を利用した侵入の防止に有効な構造

(イ) プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲内での見通しの確保

2 一戸建て住宅

犯罪の防止に配慮した一戸建て住宅を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

(1) 玄関扉

ア 破壊が困難な玄関扉の設置及びこじ開け防止に有効な措置

イ 破壊、ピッキング等が困難な構造又は解錠を困難にする措置がされた玄関錠の使用

ウ ドアスコープ、ドアチェーン、補助錠等の設置

(2) インターホン

玄関の外側との通話機能の具備

(3) 窓

ア 窓(侵入されるおそれのない小窓及び避難を考慮する必要がある窓を除く。以下同じ。)のうちバルコニー、庭等に面しないものへの面格子の設置等、外部からの侵入防止に有効な措置

イ バルコニー、庭等に面する窓への錠付クレセント及び補助錠の設置等、外部からの侵入防止に有効な措置

(4) バルコニー

ア 縦どい、手すり等を利用した侵入の防止に有効な構造

イ プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲内での見通しの確保

第3 共同住宅の居住者の安全を確保するための具体的方策

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

共同住宅の居住者の安全を確保するため、次のような設置物、設備等の整備及び維持管理に努めるものとする。

(1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備の定期的な点検整備

(2) 死角となる物の除去

共用部分における物の除去及び見通しの確保

(3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

ア 周囲からの見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするための樹種の選定及び植栽の配置への配慮

イ 定期的なせん定又は伐採による死角となる箇所が発生の防止

(4) 屋外機器の適切な場所への設置

侵入を企てる者の足場とならないように適切な場所への設置

(5) 防犯器具等の普及

ピッキング及び破壊が困難な錠前、侵入警報・警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備の推進

2 居住者等による自主防犯体制の確立等

共同住宅の居住者の安全を確保するため、居住者等による次のような自主防犯体制の確立等に努めるものとする。

- (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
 - 共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
- (2) 管轄警察署との連携
 - ア 管轄警察署との連携
 - イ 犯罪発生状況等の情報の有効活用

(注1) 住宅とは、共同住宅及び一戸建て住宅(長屋を含む)をいう。

(注2) オートロックシステムとは、インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。))がおおむね50ルクス以上)をいう。

(注4) 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね20ルクス以上)をいう。

(注5) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね3ルクス以上)をいう。

(注6) 「破壊が困難な玄関扉」及び「破壊、ピッキング等が困難な構造又は解錠を困難にする措置がされた電気錠」並びに「破壊が困難な窓ガラス」とは、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議による防犯性能試験結果に基づき公表された「防犯性能の高い建物部品」に記載のものをいう。

深夜における物品の販売を行う店舗における犯罪を 防止するために必要な措置に関する指針

第1 通則

1 目的

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における物品の販売を行う店舗（以下「深夜物品販売店舗」という。）における犯罪を防止するために必要な措置に関する指針を示し、もって深夜物品販売店舗における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、深夜物品販売を業として行う者に対して、犯罪を防止するために必要な店舗の構造、防犯設備等に関する基準を示すものである。
- (2) 条例第15条第2項の規定により、深夜物品販売を業として行う者は、この指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) この指針は、深夜物品販売店舗に関する関係法令等との関係、事業者等が定める建築計画上の制約等に配慮し、事業者等による対応が困難と判断される項目については除外するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 店舗の構造、防犯設備等に関する基準

1 店舗の構造等

深夜物品販売店舗における犯罪を防止するため、次のような店舗の構造等に配慮するように努めるものとする。

- (1) 店舗内外から見通しのよい場所へのカウンターを設置
- (2) カウンター付近への従業員の休息場所の設置
- (3) 出入口周辺に外部からの見通しを妨げる物の設置の禁止及びシール等の貼付の禁止
- (4) 店舗にATMを設置する場合におけるカウンターから見通せる場所への設置及び入出金状況の視認を防止する遮へい板等の設置
- (5) 店舗内外の整理整頓及び見通しを妨げる物品の通路等への設置の禁止

2 防犯設備等

深夜物品販売店舗における犯罪を防止するため、次のような防犯設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) 駐車場等の店舗周辺への照明設備の設置
- (2) 駐車場等店舗周辺に向けた防犯カメラの設置
- (3) 店舗内への防犯ビデオ、防犯カメラ、防犯ミラーの設置
- (4) 出入口への来客感应装置の設置
- (5) カウンターへの施錠可能な脇扉の設置
- (6) 防犯ベル等の設置及びスイッチの複数設置
- (7) 警備業者等への通報装置の設置
- (8) 警報装置と連動して点滅する等の構造を有する赤色灯等の店舗外への設置
- (9) カラーボール等の防犯機材の備付け